

5 中間評価・見直しの経過等

(1) 中間評価・見直しの経過

年月	会議等
平成 21 年 3 月	千葉市地域保健医療協議会 健康づくり推進部会
5 月	新世紀ちば健康プラン推進本部
6 月	パブリックコメント（～7 月）
平成 22 年 2 月	新世紀ちば健康プラン 中間評価・見直し 確定

(2) 新世紀ちば健康プラン推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 新世紀ちば健康プランを関係各局が連携して推進するため、新世紀ちば健康プラン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新世紀ちば健康プランの推進に係る総合的な企画に関すること。
- (2) 新世紀ちば健康プランに係る諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 新世紀ちば健康プランの普及啓発に関すること。
- (4) その他新世紀ちば健康プランの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は保健福祉局の事務を担当する副市長を、副本部長は保健福祉局長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第 5 条 本部に付議する事案及び本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康部長を、副幹事長は子ども家庭部長を、幹事は別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、必要に応じて検討班を設置することができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、保健福祉局健康部健康企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

別表第1 本部員（第3条関係）

教育長
総務局長
企画調整局長
財政局長
市民局長
環境局長
経済農政局長
都市局長
建設局長
下水道局長
消防局長
各区長
水道局長

別表第2 幹事（第5条関係）

総務局総務部総務課長
企画調整局企画課長
財政局財政部財政課長
市民局市民部市民総務課長
保健福祉局保健福祉総務課長
保健福祉局健康部健康保険課長
保健福祉局子ども家庭部子ども家庭福祉課長
保健福祉局高齢障害部高齢福祉課長
保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課長
環境局環境管理部環境総務課長
経済農政局経済部経済振興課長
都市局都市総務課長
建設局土木部建設総務課長
下水道局管理部下水道総務課長
消防局総務部総務課長
教育委員会事務局教育総務部総務課長

(3) 千葉市地域保健医療協議会設置要綱（平成21年3月30日現在）

（設置）

第1条 本市は、千葉市地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、本市における地域保健医療の施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する

ほか、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保健医療関係団体の代表者

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、地域医療に関する事項を調査審議するため地域医療部会を、市民の健康づくりに関する施策について調査審議するため健康づくり推進部会を置く。

2 部会は、会長が指名する協議会委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を掌理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の決議は、これをもって協議会の決議とする。ただし、審議結果が特に重要事項として部会の議決を得たものは、部会長が協議会に報告する。

7 前各号に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(小委員会)

第8条 協議会に、第2条に規定する所掌事務のうち、特に専門の事項について調査審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長が指名する協議会委員及び会長が推薦し、市長が委嘱する委員をもって組織する。

3 小委員会に小委員長及び副小委員長を置き、小委員会の委員の互選により定める。

4 小委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。

5 副小委員長は、小委員長を補佐し、小委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 小委員長は、小委員会における審議の経過及び結果を協議会の会議に報告しなければならない。

7 前各号に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が会長の同意を得て定める。

(専門委員)

第9条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに退任する。

(関係者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、保健福祉局健康部健康企画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

(4) 千葉市地域保健医療協議会 健康づくり推進部会委員名簿 (平成21年3月30日現在)

区分	団体等名称	職名	氏名	備考
保健医療関係団体の代表者	千葉市医師会	副会長	中野 義澄	部会長
		理事	磯辺 雄二	
	千葉市歯科医師会	副会長	藤本 俊男	
	千葉市薬剤師会	顧問	加藤 正博	
学識経験者	千葉大学	学長	齋藤 康	
	千葉大学大学院医学研究院	教授	羽田 明	
	千葉大学看護学部	教授	宮崎 美砂子	
	千葉県栄養士会	参与	小林 道彦	副部会長
	千葉市助産師会	理事	川島 広江	
	千葉市保健医療事業団	理事	小倉 敬一	
市民団体の代表者	千葉商工会議所	常務理事	斉藤 三男	
	連合・千葉地域協議会	議長	鵜澤 富士夫	
	千葉市体育協会	副会長	霜 禮次郎	
	千葉市地域婦人団体連絡協議会	会長	伊藤 久恵	
	千葉市老人クラブ連合会	理事	長谷川 省悟	

新世紀ちば健康プラン

中間評価・見直し

平成 22 年 2 月

千葉県保健福祉局健康部健康企画課

〒260-8722 千葉県中央区千葉港 1 番 1 号

電話 043-245-5204 FAX 043-245-5588

URL <http://www.city.chiba.jp/>

電子メールアドレス kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp